

第十一章 民間経済外交の多角的展開

世界の政治・経済情勢が大きく流動するなかで、経済同友会の国際活動はいよいよ活発化した。それは「幅」においてより多角的となり、「深さ」において単なる国際交流というよりも「民間経済外交」といった実質を持つた。その背後には、日本経済の国際的地位の向上を踏まえた「経営者」の「世界政策国家」意識の高まりがあったのである。

昭和四十六年七月十五日のニクソン米大統領・訪中計画発表に象徴される米中接近と、十月二十五日の中国・国連加入は、わが国政界・経済界の対中国姿勢を、根底から揺さぶった。それは急角度に「前向き」に転じさせたのである。その間にあって、同友会の「経営者」の中国に対する関心も積極的・現実的となり、十一月十二日に

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第十一章 民間経済外交の多角的展開

は「東京経済人」の訪中が実現した。田中角栄内閣による日中国交正常化は、それより約十カ月のちの昭和四十七年九月二十六日であった。

「日独合同会議」は回を重ねること六回、世界の「黒字国」である両国「経営者」の共通の意識基盤に立つ国際的責務の確認のうちに、昭和四十八年七月六、七の両日開催のフランクフルト会議をもって、有終の美をおさめた。後半三回の「合同会議」で取りあげられたのは、国際通貨・国際インフレ・環境改善・資源開発・東西経済交流など、いずれも世界経済共通の重要課題であった。また、注目すべきことは、昭和四十七年九月デュッセルドルフで開催の第五回会議において、「経営者」の「社会的責任」問題が真剣に共同討議されたことである。それは四十八年の第六回会議にも受け継がれた。

「東西経済交流」については、この問題を主題とする協力七団体の共同研究が行なわれ、四十七年九月十日『東西間の貿易と経済に関する共通政策』が、その成果として発表されている。

一方、アメリカのCEDとも、両国「経営者」間ににおける強く新しい接觸が持たれた。昭和四十七年二月二十一、三、四の三日間、東京でその第一回が開かれた日米合同会議がそれで、「ニクソン新政策」後における新しい国際的視点に立って、日米経済関係を見直すとともに、世界経済発展のための両国の役割を確認し合うことを、狙いとしたものであった。この合同会議は三回にわたって開かれ、昭和四十九年六月十七日、『新しい国際経済秩序を求めて——CEDとの共同見解』という形で、結論を発表するに至るのである。

昭和四十五、六年以來、経済同友会の国際的な「対話活動」は急激に活発さを加えた。先進国、発展途上国を問わず、また新たに中国からも、各種の賓客がわが国を訪れた。同友会は必要に応じ、または努めて、できるだ

け多くの機会をつくり、彼らと接触・懇談した。これは、取りも直さず、同友会による民間経済外交の日常的展開ともいべきものであった。

一 「東京経済人訪中団」の結成・派遣

経済同友会の「中国問題」に対する認識は、早くから「前向き」であった。昭和四十五年一月十六日発表の「年頭見解」すでに、「日中関係を世界平和と自由世界の発展の立場から前向きに検討する」と述べていた。その考え方は、時を経て現実的に発展していく。即ち、四十六年一月十四日発表の「年頭見解」では、「中国に対しても、平和共存の立場から国際社会の一員としてそれに参加を可能ならしめる方策の発見に努めるべきである」と謳われ、さらに同年四月十四日の木川田一隆代表幹事による「代表幹事所見」では、「今日、流動してやまない日中関係の将来についても、広く世界平和と自由世界の発展の立場から前向きに検討し、両国間の交流を段階的に積み上げていく努力を進めねばならない時を迎えたと考える」と、「中国問題」に対する積極的姿勢を明確にしたのである。このような態度を公的に打ち出したのは、経済四団体の中で同友会が最も早かった。

昭和四十六年四月から、同友会の対中国姿勢はとりわけ行動的となつた。その推進力となつたのは、木川田一隆代表幹事のほか、この年度に副代表幹事に就任した河合良一幹事で、彼は経済界の中國通でもあった。

「東京経済人訪中団」が派遣されるまでに、来日した中国要人に対する二回の予備的アプローチが先行した。

一 「東京経済人訪中団」の結成・派遣

第十一章 民間経済外交の多角的展開

第一回は昭和四十六年四月二十四日ホテルオークラにおける王曉雲中国友好協会副秘書長と同友会幹事との会談である。王曉雲氏は四月、中国卓球代表団の副団長として来日したが、これを機会に、同友会との会談が行なわれた。木川田代表幹事、河合副代表幹事のほか、中山素平・岩佐凱實・今里廣記・鈴木治雄の各幹事および山下専務理事の七名が出席した。

第二回は八月三十日、自由民主党の故松村謙三氏の葬儀に参列するため来日した王国権中日友好協会副会長との会談である。この会談は、河合副代表幹事が、中日備忘録貿易弁事処東京事務所の代表を通じて、王国権氏の意向を直接打診した結果、実現したものである。同友会側からは、前回のメンバーに永野重雄幹事を加え会談に臨んだ。場所は東京・恵比寿の前記事務所であった。この会談では、人的交流の促進が双方から強調された。

そして四十六年十一月の「東京経済人訪中団」の結成・派遣である。

東海林武雄幹事を団長に、木川田一隆・永野重雄両氏が顧問となり、中島正樹・岩佐凱實・今里廣記・渡守篤・山下静一・河合良一の各氏を団員とする計九名の構成で、ほかに書記・秘書等六名が随行した。

一行は十一月十二日・羽田を出発、香港・広州経由で十三日夜北京に入り、二十二日に帰国したが、この間、十八日北京で周恩来首相と会談したのをはじめ、それに先立って、郭沫若中日友好協会名誉会長・王国権同副会長・劉希文中国国際貿易促進委員会責任者・白相國对外貿易部長らと、個別的に会談した。

帰国後、東京大手町・バレスホテルで行なわれた記者会見で、東海林団長は「訪中を終えて」と題する次の談話を発表した。

「われわれ東京経済人訪中団は、中華人民共和国が国連の代表権回復後、初の日本経済界往訪者として、中

国側の温い歓迎のうちに、九日間にわたる日程を終え、帰国した。

北京滞在中、われわれは周恩来総理・李先念副総理・郭沫若人民代表會議副委員長・白相國對外貿易部長との会談ならびに中日友好協会の王国権氏・國際貿易促進委員会の劉希文氏ら対日政策の首脳と、数次にわたり友好的雰囲気の中で率直な意見交換を重ねた。

われわれは商売上の問題とは全く無関係に、もっぱら来るべき日中関係にそなえて、各般にわたり論議を行なつたもので、したがって、今回の訪中は人的交流を一步前進させたこと、および将来のビジョンの交換という点に、意義があつたと信じてゐる。これについての団の印象は、次の通りである。

一、日中國交正常化は、ムードや貿易拡大からのみ考えるのは適当でない。中国は人間主義の社会建設の理想を掲げ、新しい国づくりに邁進している事実を正しく理解し、同時に平和五原則に基づき内外に対する構えを固めているということを十分認識のうえ、国連外交を基本とするわが国として、速かな日中國交回復の実現に努める必要がある。

二、われわれは、中国側が、日本経済の急速膨脹は原料確保のため転じて軍国主義化する恐れありと見てゐる事実に対して、日本経済の構造を詳しく説き、日本が世界の平和、国際間の協調なしに存立し得ないことを強く主張した。

しかし日本としては、このような疑惑を晴らすために、資源政策の進め方と、それに伴う経済運営に深い配慮が必要であると思う。

三、中国側は日本に対し、過去を問わずという姿勢であり、のみならず社会制度の相違を超えて、日本と平和

第十一章 民間経済外交の多角的展開

共存が可能であるとしながらも、決して厳しさを崩してはいない。したがって、日本は誠意ある態度でそれに応えねばならぬので、前記の事柄を前提としながら、日中國交回復のための条件整備を急ぐべきである」

経済同友会は四十六年十二月六日、同友クラブに、「訪中団」に参加した渕・中島・河合の三副代表幹事の出席を求め、幹事のほか一般会員をも含めた報告会を行なった。その中で渕副代表幹事は、周恩来首相の言葉を中心にして、その印象を次のように語っている。

「私が一番強い印象を受けたのは、周総理が——『あなたの方の考え方は大体修正資本主義だが、修正しながら、いい資本主義をつくっていくということは、なかなかむずかしいのではないか。資本主義は本来、無政府的法則性を持っているのだから、いくらあなた方が資本主義ができるだけ計画化し、秩序をつくり、内外ともに調和のとれた経済の仕組みをつくっていこうと考えても、この無政府的な法則性からして、あなたのそういう仕組みを乗り越えて経済は膨張する。その膨張した経済は、やがては他国を侵略するし、あるいはそれが軍国主義につながっていくということになるのは、避けられないのではないか』——と、決めつけるような言い方ではなくて、やわらかい言い方で感想を述べられたことである。

これは確かに、現実にわれわれの経済を見ていると、そういう心配がないでもない。周総理がとくに、私が話した日本の直面しているむずかしい問題の中で、資源と輸送と、それから公害問題を取りあげて——『これらはいずれも頭の痛い大きな問題で、そういった問題は、あなた方がいくら善意でそうならないようにしようと思つても、そうはいかないのでないか』——と言われると、そんなことありません、というだけの自信が、

こちらにはなかった。

それから、もう一つの強い印象は、中国のやり方について、いろいろ言われたが、経済援助にしても、われわれと根本的に理念がちがい、われわれの体制ではとても真似のできない徹底した援助をやっているということである。そういう問題を出されて、社会主義体制・共産主義体制と資本主義体制の違いを話されたのであるが、周总理は――『だからといって、われわれはあなたの方の国に、いわゆる革命を輸出するとか、社会主义を押しつけるとかいう気持は、少しもない。それは内政干渉であって、日本がどの道を選ぶかは、日本の国民が考えるべきものだ』――といわれた。

そこで私は、体制は違つても、平和共存はできるし、やりたいという意欲があることを強く感じた』

二 「社会的責任」で国際的合意

—「日独合同会議」の帰結—

「第四回日独合同会議」は昭和四十六年十一月八、九の両日、神奈川県箱根町・箱根観光ホテルで開かれた。同年八月の「ニクソン声明」から三ヶ月たらず後、十二月の「スマソニアント体制」成立の四十日前に当たり、また同友会としては、その間、九月十三日に『難局に処するわれわれの所見』を発表し、国際通貨問題に対する基本姿勢を明らかにするとともに、国際的責務を改めて自覚したのであった。

ドイツCEPES側から、リップエルト代表幹事はじめヘンネマン、モムゼン両幹事ほか計二十九名の代表が

一 「社会的責任」で国際的合意

第十一章 民間経済外交の多角的展開

出席、またグレーベ駐日西独大使も参加した。同友会側の代表は長谷川周重・湊守篤・中島正樹・河合良一・山下静一・石川六郎・今里廣記・岩佐凱實・太田剛・金成増彦・河野文彦・昌谷忠・原純夫・檜山廣・日向万斎・三木邦男・水上達三・山中宏の十八名であった。

ほかにスタッフとして——（アドバイザー）小林宏晨・篠田雄次郎・島野卓爾、（専門委員）小田四知郎・堀英太郎・依田直、（事務局）早川良明——が参加した。

合同会議の劈頭、長谷川代表は次のように挨拶をした。

•

「世界の経済情勢は、昨年十一月、西ベルリンにおける第三回合同会議以降、大きく変化している。とくに本年八月十五日、ニクソン米大統領が発表した新経済政策は、世界経済に新しい局面を提起させた。こうした中で、日独の自由世界において果たすべき役割は、とみに増大していると考えられる。二日間にわたり諸テーマのもとに十分な討議を行ない、相互理解を深めるとともに、課せられた役割と使命に応えていきたい」

続いて、リップエルト CEPES 代表は「基調演説」を行なったが、その中で「国際通貨問題」については、
「のように指摘した。

一、世界通貨の秩序の回復は、米国のみがイニシアティブをとるのではなく、すべての国が共同して、早期に混乱を収拾しなければならない。さらに、単に平価の再調整に止まらず、貿易・資本の交流の諸制限を同時に除去するよう努めることが必要である。

一、将来起ころうであろう歪みを防ぐためには、次のような政策がとられなければならない。

- (1) 変動幅の拡大を中心とした為替相場の適合メカニズムの確立

(2) 短期資本移動に関する国際的管理

(3) ドルの基軸通貨からの解放とSDRの強化

(4) 国際收支の調整の保障措置を確立するための世界中央銀行の創設

一、さらに、こうした新体制は、発展途上国の困難を緩和するものでなければならない。

ヘンネマンCEPES代表は、「インフレーションに対する闘い」で、次のように明快な問題提起を行なった。

一、現在各国でクリーピング・インフレーションが進行しているが、この特徴は、成長の如何に拘わらずコスト・インフレを基調とし、非常に複雑な要因を持つていてことである。こうしたインフレを抑制しなければ、各国とも安定した成長を維持できなくなるだろう。

一、従来各国の経済政策は完全雇用を主たる目標としてきたため、一般にインフレ・マインドが増長している。これを除去するため、各 government は安定を優先した現実的な目標、政策を設定する必要がある。

一、インフレを伴わずに完全雇用を達成する唯一の方途は、所得政策である。所得政策の基本は、労組・企業および政府の共同責任と共同作業による安定目標を、実現することにある。

一、一方、物価の安定を一国内の枠だけで考えるのは十分でない。国際的な枠内での調和、経済政策諸手段の協調等により、国際的に価格安定を図る方策をとることが必要である。

一、同時に、国際通貨体制の改善も緊要課題である。この場合、米国のドル流出による国際流動性の増大が、インフレの大きな根源になっていると考える。

二 「社会的責任」で国際的合意

第十一章 民間経済外交の多角的展開

これらの発言に対し、同友会側の岩佐・原・山中の各代表から見解が述べられた。

「資源開発における日独の協力」は、前回の合同会議からの宿題であった。モムゼン C E P E S 代表は、「世界資源問題——日独協力の可能性」と題して、次のように問題提起を行なった。

一、日独協力の可能性の第一は、第三世界と呼ばれている諸国での資源開発であり、資源の探査・採掘・選鉱・輸送などの部面で、日独がイニシアティブを發揮することである。その際、(1)必要とされる莫大な投資に対する共同資金調達の方策、(2)資金回収期間の政治的リスクの排除、(3)長期契約と技術的インフラストラクチャの結合、(4)発展途上国における共同人材養成計画——などを図ることが重要である。

一、日独協力の可能性の第二は、資源大量消費国と余剰資源を持つ資源消費国との関係であり、各国間の工業的・政治的構造に適合した協力形態を確立することである。その際、(1)産業政策のための日独の共同研究、(2)公害を起さない基幹産業の新しい立地、(3)日独両国の産業構造の高度化——などを推進することが重要である。

続いて、同友会側・石川代表から「資源経済の国際協調と日独の役割」と題して、「共同見解」についての同友会試案を説明した。

「環境問題」も、前回の合同会議の宿題であった。この日にそなえて、同友会が「欧洲環境問題調査団」を派遣し、それに基づいて同友会の考え方を準備したことは、すでに記した。

前記「調査団」の団長であった小田専門委員が「欧洲の環境問題に対する同友会調査団の理解」と題する報告を行なったのに統いて、長谷川代表は「先進工業国としての日独両国の環境問題に関する基本的認識」につい

て、問題を提起した。骨子は次の通りである。

一、われわれの指向すべき基本的な構えは二つある。第一は、環境制御のための科学技術の再編成である。このためには、基礎科学をエコロジカルな観点から再編成して充実するとともに、直接的には生産技術のリサイクリングを進めることが肝要である。第二は、今後の経済運営に関し、人間の生活環境を中心とした国土の計画的利用を考え、都市問題の解決・工業立地の適正化を図るために、産業の再編成・産業転換などを、積極的に進めることが必要である。

一、今後の検討課題としては、次のことが考えられる。

- (1) 科学技術体系の再編成の具体的方向についての情報交換、とくにリサイクリング技術をめぐる共同開発体制促進の可能性について
- (2) 発展途上国の開発・援助の観点から、新しい国際分業のあり方、それに基づく資源開発をめぐる国際協調や、環境破壊なき経済開発協力・技術供与の仕方
- (3) 国情の相異に留意しつつ、環境政策の目標、たとえば国際的統一規準のあり方、社会的費用の負担の仕方

最後に、「オーダリー・マーケティング」および「拡大ECの貿易政策」について、CEPES側・メンゲス代表、同友会側・檜山代表から、それぞれ発言があった。

「第四回日独合同会議」の「共同声明」は十一月九日に発表された。前文で、「転換期を迎えた自由世界の経済が今後発展していくためには、国際通貨・貿易・資本取引をはじめとする経済の多くの分野で、新しい秩序形成

一 「社会的責任」で国際的合意

第十一章 民間経済外交の多角的展開

が必要である」と強調したあと、「インフレと国際通貨問題」「資源経済における国際協調」および「環境問題」について、合意点が示された。その内容は、日独両団体代表によつてなされた前記の発言を骨格とするものであつた。

「第五回日独合同会議」は昭和四十七年九月十九、二十の両日、西独デュッセルドルフの工業俱楽部で開かれた。

前年十二月に成立した「スマソニアン体制」は、各國通貨間の為替レートを決めただけであつて、当面の国際通貨不安は解消し、国際取引が新しい基礎の上で発展しうる条件が一応整備されたものの、各國の国際收支の基本的不均衡が解消されない限り、根底的な通貨不安は除去されそうにはなかつた。つまり、国際通貨情勢は、小康を保つていたのに過ぎなかつた。

「合同会議」を前にした七月二十一日の幹事会で、木川田一隆代表幹事は、來たるべき「第五回日独合同会議の意義について次のように述べた。

「日独両国は国際收支の黒字国として、また、自由世界あるいは世界全体の中で特殊の地位を占めている」とで、共通の立場にある。西独は拡大ECの中心的存在であり、日本は太平洋地域の一つの大きな主軸である。こうした両国の共通の実情を踏まえて、単に両国間の問題のみならず、自由世界全体の共通課題について、積極的な討議を行ないたい」

同友会側からは、河野文彦幹事を団長に、長谷川周重・石川六郎・原純夫・檜山廣・三木邦男の各幹事、山下

専務理事の九名が代表として出席し、ほかにアドバイザーとして、篠田雄次郎、島野卓爾の両氏が参加した。

CEPES・ドイツグループからは、リップ・エルト代表幹事、ビンダー、メンネ、ヴィルマンの各副代表幹事はじめ四十三名が出席したが、いずれも西独経済界における代表的人物で、「合同会議」の充実ぶりと評価の高まりを示すものであった。

この会議では、従来からの継続的テーマである「国際通貨」「資源」「環境」の諸問題のほか、新しく「企業の社会的責任」が取りあげられたのが特徴であった。即ち、河野代表は「基調演説」で、「両国企業経営者の新使命」を打ち出したのである。この問題は、経済同友会が結成以来、貫して取り組んできた基本精神ともいすべきものであるが、それが「合同会議」で日本側から問題提起されたのには、一つの事情があった。

即ち、フランスのCRCが、この年四月二十一、二の両日パリ効外ベルサイユで国際会議を開き、「企業の社会的責任」を主たるテーマとした。それは、当時CEDから刊行された同名の論文が国際的に大きな反響を呼んだため、これを機に欧州の経済団体が共同でこの問題を討議しようということになったのが、きっかけであった。CRCは、正式には「企業経営調査研究センター」と称するフランスの有力な経済団体で、CEPES・フランスグループは昭和四十五年十二月、発展的に解消して、CRC第五部会に吸収されたため、同友会もCEDも、CRCとの協力関係を持ったのであった。そのため、CRCの主催した「企業の社会的責任」をテーマとする国際会議に対して、同友会は水上達三・神野正雄・木場貞壽の三幹事ほかを代表として参加させた。同友会代表は、年来手がけてきた主題だけに大いに発言し、この問題に対する注意を喚起した。

このことが「第五回日独合同会議」における共同討議テーマの決定に、有力に働いたのであった。

二 「社会的責任」で国際的合意

第十一章 民間経済外交の多角的展開

「基調演説」で、河野代表はまず、このように述べた。

「今日、多くの先進諸国共通の現象は、国民の大多数が、企業は社会の直面する諸問題に十分配慮していない、と考えていることである。その結果、企業に対する国民の不信・批判は日増しに強くなりつつある。これは現代社会における自由企業制度の危機である」

大衆は「企業」に何を望んでいるか。

「技術革新の進展は、人間生活に限りない豊かさへの夢を抱かしめた反面、多くの恐るべき弊害をも生み出し、環境の汚染、自然の破壊、さらには人体をも蝕む危険すらもたらした。また社会的には、たとえば日本のよう、過密化した都市社会環境の悪化による人間疎外等は、住みよい社会、より人間尊重的な社会を渴望する、大衆の声を高からしめている。

これに応えて、企業がより大きな社会的活動をすることを、大衆は望んでいるのである。即ち、貧困や都市公害などの重大な社会問題解決のために、社会は企業に対し援助を求める始めている。

これは、かかる問題の原因がすべて企業にあると国民が考えているからではなく、むしろ大企業が、問題解決を左右するだけの大きな資力と、優れた技能を持つていて感じているからなのである」

これは、かつてなかつた大衆の「企業」に対する期待の変化である。「経営者」は、これにどう対処すべきか。河野代表は肯定的に、こういう。

「いまや自由な企業が、どのくらい自由を保有しうるかは、社会、大衆の期待変化に対する経営者の適応能力にかかっている。それは、企業が社会において果たすべき役割について、経営者が変化を洞察し、自覚的な

行動を進める時に、初めて可能となるものである」

まさに「社会的責任」の重要な実体である。しかし、適正利潤を追求するという本来的欲求を持つ「企業」は、その「社会的責任」の限界について切実な関心を抱く。即ち、こうである。

「経営者の中には、なぜ企業は社会環境の改善に、それほど深く関与しなければならないのか、と疑問を抱く向きもないとはいえない。また、企業が社会目的のために必要とされる支出と、企業の利益とを、いかに調和させるかが問題だ、とする人も多いであろう。結局、企業の対社会的責任の限度はどこにひかれるべきか、という基本問題に立ち返っていくことになる」

河野代表は、さらに「自由企業制度への政府介入」に論点を進めた。これも「社会的責任」論の延長線上にある。

「社会の変化する要求に企業の対応が鈍感であれば、遅かれ早かれ世論の圧力が高まり、その結果、政府の介入や規制のもとで強制的に対応することを余儀なくされる。」

事実、環境・公害・安全の問題などは代表的なものであり、多くの業界において、かなりの技術的・経済的变革を必要とするような、厳しい環境規制法案の立法化が、そうした動きを端的に示している。また、こうした政府の介入とは別に、市民運動・消費者運動を通じて、世論の圧力に直面している企業もあり、さらには、ピケや、より暴力的な形態による抗議を受けている企業もある」

これらを踏まえて、「企業」の姿勢はどうあるべきか。「基調演説」は結論的に、こう言つた。

「企業のとるべき基本的態度としては、社会の諸問題に敏感に反応し、対決に至る以前に必要な行動をとる

一 「社会的責任」で国際的合意

ことこそ、企業としての自己利益を最もよく生かす道であると同時に、将来への発展も約束されることになるであろう。それには、経営者自らのイニシアティブで、常に時代の問題を先取りすることによって、企業を建設的・効率的なものに改変していくとともに、事態に即応した形で企業経営が進められるよう、柔軟性・適応性を維持することが大切である。

かくて企業は高度の社会性に立脚した行動を要請され、これまでの個別的な経済性・効率性に基づく企業の性格を、新たな観点から見通し、社会性と企業性の調和を意図しなければならない

「共同声明」の内容は、次の通りである。

一、両団体は、経営者の社会における行動が今日きわめて重要なことを確認した。即ち、企業への増大する社会的 requirement に対し、共通の問題として、経営者は積極的かつ建設的手段をもって対処していかねばならない。

経営者は社会的責任の自覚に基づく行動によってのみ、政府の企業活動への介入を避けることができるという点で一致した。

一、双方は環境問題の重要性を指摘し、客観的方法により解決に努力すべきことを申し合わせた。

一、両団体は、世界的なインフレーションを深く懸念する。双方は各國がそれぞれある程度の犠牲をしのんでも、国際的協力を基礎に早急に対処すべきであるという点で一致した。一つの効果ある対策として、ユーロ ダラーの本国還流が主張された。

一、国際通貨問題についても双方は、各国の経済的行動において新しい試練が要求されているという意見を交わした。

一、資源問題については、かなり細目にわたり討議した。双方は、資源保有国とのより良き協調のために情報交換し、検討を行なうために合同の委員会を設けることを申し合わせた。勿論、この委員会は広く国際的パートナーが参加する途を開くものであることが強調された。

また双方は資源経済問題について、それぞれの政府が長期的構想を樹てる作業を強化するよう呼びかけるとともに、両団体がそれに参加することを主張した。

一、両団体はともに日本政府およびECC委員会との間の通商交渉の速かな再開を望み、かつ、よき結果の生まれることを期待することで一致した。

一、国際貿易の分野では、保護主義が強まるのは国際通商の拡大上、絶対排除せねばならないという点を、双方とも確認した。また、そのような兆候を除くだけではなく、根本的な疾患を完治するため全力を傾けるとの決意を表明した。

「第六回日独合同会議」は昭和四十八年七月五日、西独フランクフルトのホテル・フランクフルターで開かれた。この会議のテーマは、前回の継続課題である「国際通貨・通商問題」「資源問題」のほか、とくに「社会と企業の問題」が最大のテーマとして取りあげられた。これは前回の中心テーマである「企業の社会的責任」を発展的に受け継いだものであった。

あたかも同友会では、次章に示すように、この年の三月十六日に提言『社会と企業の相互信頼の確立を求めて』を発表し、統いて四月十三日の四十八年度通常総会では、『社会進歩への行動転換』と題する木川田一隆代

第十一章 民間経済外交の多角的展開

表幹事の「所見」を表明していた。即ち、同友会の関心の中心が、「合同会議」でも主要課題となつたわけである。木川田代表幹事は六月十五日の幹事会で、「第六回合同会議」について、このように述べた。

「本会がこの三月に発表した提言、ならびに四月の代表幹事所見で取りあげた『社会と企業との関係』が現実的な問題となつて いるので、これについても意見を交換して、問題意識の高揚と実践を目指したい」

「合同会議」への同友会側のメンバーは、木川田代表幹事・長谷川周重副代表幹事はじめ池田松次郎・石川六郎・伊藤英吉・金成増彦・河野文彦・三木邦男の各幹事および山下静一専務理事の九名を代表とし、ほかにアドバイザーとして、篠田雄次郎・島野卓爾・大庭定男の三名が参加した。CEPES側からは、リップエルト代表幹事、ビンダー、メンネの両副代表幹事はじめ三十五名の代表が出席した。

まず、CEPES側・リップエルト代表が議長席につき、「フランクフルトのこの異常な暑さは気候だけではなく、今日世界の経済的・社会的状況が過熱状態にあることを象徴している」と言えば、同友会側・木川田代表はすかさず、「この暑さは世界的な新時代の苦悩を産み出す暑さである」と返した。

リップエルト代表は、「現代における経済・社会政策の諸問題」と題する「基調演説」を行なった。要旨は次の通りである。

一、急速に進展する国際化については、これを現在の大きな変革の一つとして広く捉え、共通の世界文明形成にまで至るものとして認識することが必要である。

一、その際、(1)人口抑制、(2)経済成長に対する反省、(3)知識の増加とそれに伴う諸問題の解決——に対しても、経営者の使命を考える必要がある。

一、かかる認識に基づいて、企業の新しい社会的使命を、社会的市場経済の新しい展開という形で捉え、また、これに伴う経営者の役割について、次のように考える。

- (1) 現在ドイツが直面している経済的・社会的諸問題を解決するためには、社会的市場経済の本来の機能を維持しつつ、その成果の分配を見直す必要がある。

- (2) そのために経営者は、社会的市場経済で中心的役割を果たしていることを自覚し、また個人を生かすような企業体制、なんんぞく中堅企業の健全な育成を図る努力が望まれる。

- (3) 従業員の自主決定・共同決定については、これまで社会的市場経済で取りあげられなかつたが、経営者として、この問題に真剣に取り組んでいかねばならない。

一、世界的なインフレーションもまた社会的市場経済の危機を増大させているが、その原因は極端な国際流動性の増大に求められる。したがつて、安定した通貨体制の確立が早急に望まれる。

一、国際貿易問題は、通貨問題の解決と密接に結びついていることは勿論であるが、さらに、保護貿易的な傾向を排して、自由化を進めることが肝要である。

一、資源供給問題は、国際協調を推進することによって解決は可能である。

統いて同友会側・木川田代表は、「企業の社会的責任」について、次の要旨の発言を行なつた。

一、最近とくに企業の利己的な利潤追求・生産第一主義の考え方と行動が、必ずしも社会との間で調和し得なくなってきた。たとえば重化学工業の躍進とともに公害・環境問題、安全性の問題などが現実の反社会的な現象として、多くの人々の指弾的になつており、企業の目的があたかも社会と相反するがごとく、両

第十一章 民間経済外交の多角的展発

者の間に対立・摩擦現象が現れてきている。これは社会不安・政治不安のもととなり、自由主義経済自体の一つの危機的条件につながる恐れがある。

一、ことに日本の戦後の風潮として、欧洲におけるような長い歴史のもとで積み上げられた合理主義的な文化という点について、幾分欠けるところがあり、マスとして右と左に流れる傾向が強い。したがって、このよう群集的な動きは現在、反社会的な行動と結びついて、企業行動に対して異様な攻撃を加えつつあるのが現状である。

一、この理論的な前提として、次のことが考えられる。

まず第一に、いわゆる資本主義経済自体について、当初の自由競争的な発展が社会に自ら調和するという考え方自体が大きく変わってきており、生産活動の能率化と自由競争の激しさの中から、反社会的な要素が生まれていていることである。

第二に、技術革新の結果が、能率的な重化学工業の発展につながると同時に、反社会的な要素をも生じていることである。

第三に、科学・技術の発達の結果、機械的な人間観や唯物的傾向を持つに至り、コミュニティ形成を妨げていることである。

一、この結果、社会と企業との対立を呼び、その結果、自由主義経済に対するイデオロギー的な批判や、その担い手としての大企業に対する政治的意図を持った攻撃が行なわれており、それにより自由主義政党が次第に衰退するという現象が見られる。

一、このような状況下にあって、自由主義経済を守るために、効率・能率といった自由競争原理や生産第一主義だけでなく、社会の発展や福祉に奉仕することを、われわれの最大の使命にしなければならない。

一、このことは、わが国において最初は道徳論として主張された。しかし現在では、これを企業目的とすべきであると言われるようになっており、改めて、企業の意識と行動、経営の活動自体を事前に再審査し、そうした目的に向かって行動を起こすべきである。この点において、わが国では各企業・団体に、こうした自觉が次第に広がり、深まりつつある。

一、こうした観点から、個別企業の経営のみならず業界自体も、改めて行動綱領等に関する秩序ある競争の枠組をつくりつつある。また、労働組合・消費者団体・農業団体など、すべてこのような考えのもとに、新しい福祉社会の建設に、それぞれの役割を果たすべきである。同時に政府も、自由主義経済の原則として、それに即応した条件を整備することが重要である。

一、われわれは企業の社会的責任、あるいは福祉社会建設への新しい役割に向かって、強く主張すると同時に、行動に移すために最善の努力を行なおうとしている。

一、日本の労使関係に関して最近の新しい傾向を述べるならば、社会的問題について労使が共同の場で論議するような、反社会的行動に対するチェック・システムが出来つつあることである。

木川田代表は最後に、「経済同友会では、自由企業のあり方について一層掘り下げた探求を行ない、社会的使命を果たすための認識と行動について、すでに倫理的綱領から行動原理にまで進みつつある」と結んだ。

リップエルト代表の「基調演説」と木川田代表の発言をめぐって、活発な討議が展開された。

二 「社会的責任」で国際的合意

第十一章 民間経済外交の多角的展開

CEPES側・メンネ代表は、賃金とインフレの関係について、次のように発言した。

「現在のような高い賃金上昇率を続けることは、賃金インフレを誘発し、深刻な事態を招く恐れがある。ドイツは両大戦後二回、破局的インフレを経験している。このインフレの恐しさを若い世代に伝えるとともに、安定した経済の中でこそ企業も社会の一員として生きていくという自覚のもとに、適正な賃上げ率を検討するなど、労使が協調して、この問題に取り組む必要がある。」

労使間における経営面での共同決定も、現在のように、単に賃金交渉の場としてのみでなく、社会的諸問題解決に資する方向で意見を交換し、協力する場にすることが望まれる」

CEPES側は、日本の経営意思決定方法に強い関心を示した。リップエルト代表は、「社会の中で企業がどのように対処していくか」を問うた。

まず、長谷川代表が日本の経営者の姿勢について、次の諸点を挙げた。

- 一、企業としては、第一義的に社会のニーズを充足させる。
- 一、事業として、国家・社会に寄与するものを選択する。
- 一、利潤については、株主・消費者に対する責任を自覚することが必要である。

一、企業存続にとって最も重要なのは人間であるという認識から、従業員に対する責任を自覚するとともに、経営者と従業員が互いに助け合うことが重要だと思う。
次いで、木川田代表は、このように補足した。

「日本において経営者の意識として重要なになっていることは、まず企業の社会的責任を果たすために、公害

や安全の問題に関する社会的な費用は、外部不経済といえども必要経費として支出すること、次に利潤配分については、単に株主配当だけに重点を置かず、社会的に公正な方法で配分するという点である。

また最近、社会的な問題について、労使協議会のような場で、意見の交換や協力が行なわれつつあり、以下、労使関係にも新しい方向が出てきている」

CEPES側・グラウトフ代表は、「社会と企業の関係」について、次のように注意を喚起した。

「若い世代が目的意識を失っていることが問題である。これは、とくに経済成長の結果、所得が増大し、精神的な充足感が伴わなくなつたためである。若い世代のこの精神的な貧困・不満足・空虚感を埋めるために、今後社会と企業の中で何が理想とするべきか、ということを考え直していくことが重要である」

「日本とECの通商関係」については、長谷川・池田両代表が発言し、とくにECにおける「セーフガード問題」に論議が集中した。「資源問題」では、長谷川代表の発言に統いて石川代表が、精力的な準備を踏まえての問題提起を行なった。これを中心として、同友会側からは河野・池田・山下各代表が発言した。

「合同会議」は、「両団体は自由世界が直面している共通の問題を中心に意見を交換した結果、日本とヨーロッパの間の相互理解を増進させる上に大きな成果を収めた」と冒頭して、次の「共同声明」を発表した。

一、社会的責任については、これを常に新しい課題として捉え、企業体の自覚ある行動と、企業間ならびに企業と社会との積極的な協力が必要である。したがって両団体は両国の経営者に対して、両国間に存在する社会的背景や文化の相異を超えて、共通の問題につき勇気と決意をもつて、社会的責任を遂行するよう求め。また、企業や社会的市場経済に対する極端な攻撃に対しては、経営者が積極的かつ段階的に、その解決

二 「社会的責任」で国際的合意

第十一章 民間経済外交の多角的展開

を図ることが重要である。いうまでもなく經營者は、自由と社会を尊重した經濟秩序を維持するための基軸的な役割を担っているからである。したがって、それを基礎とすることによってのみ、最適な人間的・社会的福祉の増進が可能である。かくて、企業の社会的責任が時代的使命であることに即して、これからも継続して常時意見の交換を行なうことと申し合わせた。

一、国際貿易の問題については、世界經濟の拡大と逆行して、工業国の間に保護主義的傾向が台頭し、あるいは極端なリージョナリズムに陥る、などの危険性を回避するとともに、世界の貿易拡大を促すため、新しい国際秩序形成に日独經營者として最善の道を見出すことが強調された。とくに日本とヨーロッパとの通商貿易は秩序ある発展を期し、このための一層の協力を確認した。国際通貨の問題にしても、各国のエゴイズムを排し、国際的互譲によって、より安定させるための努力が、強く述べられた。

一、インフレーションの病弊については、双方とも極めて危機意識の強いことを表明した。インフレは人間福祉を妨げ、ひいては社会緊張の激化を招き、自由經濟秩序を破壊する恐れがあるので、インフレ抑止が急務であることが主張された。しかも、今や一国の力では阻止しがたい性格を帶びてるので、国際的規模でのインフレ対策推進の緊急性が、共通の関心であった。

一、資源問題は、従来に引続き議題に供された。これは単にエネルギー源のみならず、世界經濟の發展上広範な影響を持つものとして、双方が国際的な協調の促進に努力することで、意見の一一致を見た。

なお「第六回日獨合同會議」が開かれた直後、四十八年七月六、七の両日フランクフルトで、CEPES・ドイツグループ主催の「日米欧豪七カ国協力團体國際會議」が開催された。「國際通貨体制」「日本—EC—米国

の貿易問題」および「E.Cの競争政策」の三つのテーマをめぐって、二日間にわたり共同討議された。同友会からは、木川田一隆代表幹事はじめ「日独合同会議」参加メンバーが出席した。

「国際通商問題」に関して同友会側は、「日本政府の政策は国際收支黒字幅の縮小へと転換している。N.T.B.については、目標を設定して段階的に除去すべきだ」と主張した。

三 「東西経済交流」で共同見解

—「緊張緩和」に国際的対応—

経済同友会を含む六カ国経済団体は昭和四十七年九月十日、『東西間の貿易と決済に関する共通政策』と題する共同見解を発表した。この共同研究の主唱者はアメリカのC.E.D.であり、各国協力団体は昭和四十五年十月から新しい作業に取りかかり、二年後に成案を得たのであった。

「東西貿易」については、先に昭和四十年五月七日、『東西貿易——西側諸国の共通政策』が、当時の協力七団体から発表されたが、その後五年有余を経て、改めて同じ課題が取りあげられたのには、東西間国際情勢に「緊張緩和」という新局面が兆しあじめていたという事情が背景としてあつた。

昭和四十五年八月二十一日の幹事会で、山下静一専務理事は、次のように報告した。

「先般、C.E.D.のニール専務理事から、新しい国際共同研究のテーマとして、東西通商問題を再検討したい旨の提案があつた。この問題については、すでに昭和四十年に共通政策の提言を発表しているので、再度取り

三 「東西経済交流」で共同見解

第十一章 民間経済外交の多角的展開

あげる理由を問い合わせたところ、今回はソ連・東欧だけでなく中国本土を含める、また物的取引だけでなく投融資の問題も含めて、広く検討したいという回答を得た。

前回の共同研究から五ヵ年の歳月を経て、その間に東西関係も大きく変化しており、またCEDは常に問題を前向きに捉え、その提言は米国政府の政策の先導的役割を果たしていることなどから、今回の共同研究の意義は極めて大きい」

これについて、木川田一隆代表幹事は次のように発言し、賛意を表した。

「デリケートな問題であるが、東西の緊張は緩和の方向にあると考えられる。また、政治と経済は切り離しては考えられない性格を持っているだけに、並々ならないが、わが国の世界政策を明確にするうえでも避けることのできない問題であるので、一度は取りあげるべき課題である」

CEDが新しく「東西貿易」を取りあげようとした昭和四十五年夏の時点における「米中関係」をみると——ニクソン政権は、実務面での対中関係の改善には積極的で、四十四年七月ニクソン大統領が中国への渡航制限緩和措置を発表したのに続いて、十二月には对中国貿易制限緩和措置を発表するなど、米中接近への姿勢を明らかにしつつあった。さらに、このような態度は、四十五年十一月国連における「中国代表権問題」の好転を機に、一層急激に積極化するのであった。

一方、CEDの提案を受けた同友会側としても、当時の日本の対中関係を踏まえて、すでに四十五年一月十六日発表の「年頭見解」で「中国問題を軸とする東西問題打開」に対する使命感を表明していたことでもわかるよう、「東西貿易」問題を再検討しようとするCED提案に応じるだけの、精神的用意を十分に持ち合わせてい

たわけである。

昭和四十五年十月十日、西ベルリンのアンバサダー・ホテルで、「東西通商問題共同研究」に関する専門家レベルの打合せが開かれた。同友会からは、山下静一専務理事と広野良吉成蹊大学教授らが出席した。この会議では、共同研究の目的と範囲が次のように示された。

「共同研究は、健全な東西通商関係の促進を目途に、その障害の解決策を検討する。この場合『東側』とは、すべての中央計画経済圏を含み、『西側』とは、先進自由諸国を意味するものとする。また、通商については、商品貿易だけでなく、技術・投資・生産分与方式を含むものとする」

共同研究のマネジメントはCEDが担当することとなり、また共同研究のスケジュールも決められた。

この会議で、日本側は、(1)アジアに分裂国家が多いという特殊性、(2)シベリア開発をめぐる日ソ関係、(3)対中國貿易の問題点と特異性——を指摘した。米国は、(1)米国の対東欧輸出制限の緩和、(2)東西貿易とGATTの関係——を取りあげ、また仏・独は、(1)東側諸国に対する信用供与、(2)EECの対東欧共通通商政策——に関心の深いことを明らかにした。

同友会は、定められた日程により、昭和四十六年一月、「東西経済交流に関するペーパー」を、CEDに送付した。内容は、「わが国の対共産圏貿易の推移と現状」に限られ、政策的側面は各国のペーパーを検討のうえ、重ねて送ることにした。

「第一回合同会議」は、同年六月十五、六の両日ロンドンのITA（インディペンデント・テレビジョン・オ

三 「東西経済交流」で共同見解

第十一章 民間経済外交の多角的展開

（ソリティ）で開催された。同友会からは、河合良一副代表幹事、麻生太賀吉・三木邦男両幹事のほか、専門家として広野良吉成蹊大学教授が出席、討議に参加した。

この会議では、CEDは当初、聞き役に回って、ほとんど発言しなかった。

歐州諸国からは活発な意見が出た。要点は次の通りであつた。

一、先の「東西貿易」提言以後、この問題をめぐる情勢は大きく変化している。いまや貿易はもとより、長期信用やジョイント・ベンチャーやも増大しているため、東西経済交流の拡大を前提に、障害除去に努めるべき時である。

一、ソ連は国際分業の考えを取り入れており、封鎖経済型の中国とは大きく異なっている。

一、東欧諸国の工業化は進んでいる。したがって、これまで西欧諸国からは資本財・生産財の輸出が中心であったが、いまや信用供与が必要になってきている。また信用供与における過当競争の面も見受けられる。

一、東側諸国でも国によって発展の段階や政策が異なっているので、それに応じたアプローチが必要である。

一部の東欧諸国では政府の統制も緩和されている。

一、東欧諸国もコスト・マインデッドになってきており、ジョイント・ベンチャードで西側との交流を深めようとしているほか、GATT加入の意向も強い。

一、ジョイント・ベンチャードは、資本を投資して配当を受けるという形でなく、機械・技術を供与して生産物を受け取るという形が多い。

一、歐州諸国は、各種の経済・技術協力や長期延払い信用を進めているのみならず、バンク・ローンも認めて

いる。

一、西独はソ連に百二十万トンの鋼管を、長期延払い信用によって輸出し、さらに敷設費用もドイツ・バンクを中心とする銀行シンジケートで、クレジットを供与している。

一、英國も自国製品の輸入を条件にバンク・ローンを与えており、これに対しては政府保証も行なわれている。

同友会代表は、次の見解を述べた。

一、東西経済交流の現状と今後の方向については、同じ考え方である。

一、对中国貿易は、台湾との関係もあり、主として相手側からの制限があるが、中国を特別扱いする意向はない。

一、中国を含む共産圏との経済交流の積み上げによって、世界政治の安定にも寄与できると思う。

この同友会見解に対して、ドイツCEPESやフランスCRCは賛意を表した。

最後に、CED代表は率直に、次の諸点を指摘した。

一、東側諸国に信用や技術を、緩和した条件で供与するのは、東側に対する援助ではないか。

一、「西側の東側に対する」のような援助があるから、ひいてはソ連がエジプトに援助を与えるゆとりを生むことになるのではないか。

一、信用供与に対する政府保証は一種の政府補助であって、好ましくない。

これに対して歐州諸国代表は、信用供与を制限することには賛意を表したもの、「政府保証」については、「東側諸国との取引には政治的リスクはつきものであり、これに対する保証は、政府の当然の責任だ」と反発し

三 「東西経済交流」で共同見解

た。また歐州諸国代表が「ココム・リスト」について、「米国の对中国貿易制限も緩和されてきており、ココム・リストも実際には遵守されていない」と指摘したのに對し、CED代表は、「ニクソン大統領が先般発表した中国貿易緩和措置は、いまだ法制上その他の制限があるので、それによってすぐ取引できるものではない」と、消極的見解を示した。さらに、わが国のシベリア開発参加に對して、イギリスPEP、ドイツCEPESも、同調したい旨を表明した。

これらの活発な意見の交換は、その時点における「東西貿易」ないし「經濟交流」の実情・問題点および各国特異の感触を微妙に描きだすものであった。とくにCEDの構え方は、歐州諸国の対ソ・対東欧の積極姿勢に比して、かなり、煮えきれないものを感じさせたが、それは米ソ・米中それぞれの関係の複雑さを反映したのにはかならない。

しかし、その後の情勢は急角度に展開していった。顕著な事象を列記すれば、昭和四十六年七月十五日のニクソン訪中計画発表、同年十月十二日のニクソン訪ソ計画発表、十月二十六日の中国国連加入決定、四十七年二月二十一日のニクソン訪中、四月十四日の米国の対中国貿易制限の本格的緩和——ということであり、さらに五月二十二日にはニクソン訪ソが実現する。一方、この間、經濟同友会を主体とする「東京經濟人訪中団」が、四十六年十一月に実現したことは、既述の通りである。

「東西經濟交流」を討議する六カ国協力団体の「第二回合同会議」は、このような慌しい「雪解け」のただなかに、昭和四十七年四月二十日パリのホテル・マーリスで開かれた。

この時点では、勿論CEDの見解も固まっていたし、宿題のPEPによる「共同見解」試案も準備できていた。同友会は、パリ會議に先立つて送付されてきた「PEP試案」を「國際經濟委員會」（委員長・檜山廣幹事）で検討したうえ、修正提案を用意した。會議には木場貞壽幹事が出席した。

鶴頭、CED代表のバーノン教授が、次のように発言した。

「東側諸国では、国内価格と対外価格がかけ離れており、為替レートも恣意的で、また外貨不定のため二国間貿易に固執している——などの事情がある。東西經濟關係の進展を阻害しているこのような基本的問題点を、より明確にすべきである。」

各国団体からは次のような発言があつた。

- フランスCRC——東西間の多角的決済を実現するには、適切かつ中立的な国際通貨の創設が必要である。
- ドイツCEPES——歐州諸国としては対ソ・対東欧関係よりも、中国はじめアジアの社会主义諸国との関係をどうするかが、今後は重要である。
- 經濟同友会——(1)西側諸国が結束して東側諸国と対立あるいは切崩しを図るような共通政策であつてはならない。(2)東西經濟關係の枠組みを協議する機関はグローバルなものでなければならない。
- アメリカCED——(1)二国間で進められている東西經濟關係を、できるだけ多国間の秩序ある形で進展させたい。(2)西側が結束して東側の經濟改革を促進させるという意図はない。(3)東西諸国が一堂に会して經濟問題を話し合う場が望ましい。

そしてCED代表は、共同研究のマネジメントの担当者としての立場から、「参加各國は東西經濟關係の進展

三 「東西經濟交流」で共同見解

度合が異なるが、可能な限り合意できる点で共同見解をまとめたい」と発言した。

四月二十二日、各国代表参加のもとに「共同見解」案が確認された。同友会の前記修正提案の趣旨は全面的に織り込まれた。

正文はCEDが作成して、各団体に送付、それぞれの議決機関で採否が諮られることになった。同友会では、五月十九日の幹事会で承認された。

『東西間の貿易と決済に関する共通政策』は、昭和四十七年九月十日、同友会は東京で、CEDはニューヨークで、その他の団体もそれぞれ、同時に発表された。同友会にとって、それはとくに時宜を得ていた。発表後間もない九月二十九日、日中国交正常化が実現したからである。

「共同見解」は、その目的を次のように設定した。

「この共同見解は、市場経済諸国（西側諸国）と中央計画化・国営貿易体制にある社会主義諸国（東側諸国）との間の貿易その他の経済関係の進展を阻害している特殊要因を検討し、とくに、そうした阻害要因を減少するため、多国間協議と多国間機関を活用する可能性を検討しようとするものである」

次に、東西経済関係を阻害している基本事情について、「各種の政治的・イデオロギー的諸問題が、東西間の経済関係の発展を遅らせてきたが、これに加えて、両体制間の生産・貿易・価格機構の相違に由来する阻害要因が、つねに大きなウェートを占めてきた」として、次の諸点を挙げた。

一、東側諸国では、政府の経済的・社会的・政治的諸目的追求のため、生産と国内価格が中央集権的に計画化

されており、したがって市場に作用する諸要因が、それらに必ずしも反映していないのが通常である。

一、その結果、これらの国々では、国内価格と国際市場における価格が乖離しており、為替レートも、やや恣意的なものとなる。

一、東側諸国における交換可能通貨の供給は、資源の配分がどのように計画されるかによって左右され、この結果、多くの東側諸国は外貨不足に悩んでおり、限られた場合を除いては、他の東側諸国との決済には外貨を使うことができない状態にある。

しかし「共同見解」は、前向きである。

「東西間の貿易・経済協力関係は、経済体制の基本的な相違にも拘わらず、今後はこれまで以上に急速に進展させることができると、われわれは確信する」

そして、そのために必要な「民間」「政府」ならびに「国際機関」の役割が強調され、とくに「東西貿易に固有の調整すべき特殊問題」の介在という事実に照らして、「国際機関」による「多国間協議」の必要性に、注意を喚起した。そして、あるべき国際機関の性格を次のように設定した。

「適切な国際的ルール作成という目標を達成するための国際経済機関は、東西両グループの諸国が参加でききるものであり、また、その規模も世界的なものであることが望ましい」

このような性格を持つ「国際機関」は現存するか。

▽国連の地域機関であるECE（欧州経済委員会）は、東西貿易に豊富な経験を持ち、欧州のみでなくカナダと米国が加入している。しかし、中国・日本が入っていない。

三 「東西経済交流」で共同見解

第十一章 民間経済外交の多角的展開

△同じく国連地域機関であるECAFE（アジア極東経済委員会）には、域外の工業国がほとんど入っていない。

△UNCTAD（国連貿易開発会議）は東西諸国を含む世界的組織であるが、その主要関心事は開発途上国の貿易問題である。

△GATTは世界的な機関であるが、東側からはソ連も中国も入っておらず、また、その主要関心事は、西側諸国間の貿易である。

そこで「共同見解」は、新しい「国際機関」の創設を提唱するとともに、合わせてOECD（経済協力開発機構）の活動にも期待した。即ち、こういう。

「現存の国際経済諸機関は、構成国の地理的分布においても、その活動分野においても、限られたものであるので、東西貿易の諸問題の解決を目指す新しい包括的な枠組みをつくりあげるために、東西の諸国の意見を反映できるような、世界的な経済機関の創設を勧告する。

もとより既存の諸機関においても、公正取引の概念を明確にし、それを実際に適用する方法についての協議を継続すべきである。

東西諸国をメンバーとする組織が、両体制間の経済協力発展のための最も実り多い枠組みをつくり出すものであるとはいゝ、西側諸国のみを含む諸機関の役割も大きな意義を持っている。OECDで進められている東西経済関係についての協議は有益であり、今後も継続されるべきである」

「共同見解」は、さらに次の諸点について「勧告」した。

〔ココム・リスト〕

NATO加盟国と日本はココムのメンバーとして、東側諸国に対する禁輸品目・技術のリストを設けている。過去において禁輸リストは漸次削減され、今日では軍事的に重要な品目が主となっている。ココム・リストは定期的に再検討し、軍事目的に重要な先進技術による製品や製法以外は含まないようになります。

〔信用供与〕

O E C Dは、信用条件に関する政府間協定の交渉に際して、東西経済協力を円滑化するのに必要となる特別なタイプの資金取り決めについての、規定を設けるよう勧告する。

〔多角的決済の可能性〕

東側諸国が西側諸国との貿易によって生じた黒字は、他の西側諸国との貿易によって生じた赤字によって相殺するということにした場合、西側諸国としては東側諸国にどの程度まで黒字を認める用意があるかを、O E C D加盟国政府は協議すべきであろう。

もし東側諸国が、西側諸国との多角的貿易・決済の方向に進む用意があるという意向を示すのであれば、国際通貨制度改革の協議に参加する諸国は、国際流動性の多角的創出について、東側諸国といかに協力すべきであるかを検討するよう勧告する。

最後の「国際流動性の多角化」について、同友会は東京における記者会見で、次のように説明を加えた。

「これは、(1)東側諸国の交換可能準備通貨として、ルーブルを考えることができるか、(2)その場合、ドルと

三 「東西経済交流」で共同見解

第十一章 民間経済外交の多角的展開

ルーブルの間の決済方法を、どのように確立するか、(3)多国間貿易バランスを東側は原則的に認め得るか――を意味している」

四 「激動」のなかの国際対話活動

国際活動に大きな重点を指向してきた経済同友会は、日本を訪れる外国の政界や経済界の要人とも、進んで会談の機会を持った。具体的には、政府高官あり、経済界首脳あり、経済使節団の場合もあった。また、先進工業国あり、発展途上国あり、東側諸国あり、といった具合である。同友会の「経営者」は、彼らとの会談において、情報を交換し合い、率直な意見を述べ合った。先方の主張を聞き、また逆に相手の説得に努めた。総じて、それらは懇親を深めるのに役立ち、また民間経済外交ともいわれるべき実質をそなえていたのである。

同友会の国際的対話活動は、いわゆる「七〇年代」に入って活発さを加えたが、とくに昭和四十六年後半、即ち「ニクソン新政策」後の国際的な新局面を迎えてからは、格段の繁忙ぶりを呈し、時に会談には切迫感が伴つたのである。

主な「対話活動」の内容を示せば、次の通りである。

▽昭和四十六年八月十四日、ストロング国連人間環境会議事務局長を日本工業俱楽部に招き、「人間環境問題」を中心に懇談した。同友会側から、湊守篤・中島正樹両副代表幹事、中田乙一都市工業立地委員長、山下静一専務理事が出席した。ストロング事務局長は次のように語った。

一、日本に対するイメージは歐州諸国で大きく変わっている。かつて日本は、製品は安物だが優れた文化を持つた国民と思われていた。しかし現在では、製品は良質だが文化の重要さを忘れた国民であると認識されてきている。日本は固有の文化を尊重し、それを海外諸国に積極的に紹介することが、きわめて重要ななってきていると思う。

一、人間環境問題に企業が積極的に取り組むことは、決して損ではない。とくに日本は進んだ公害防除技術を持つてるので、これを利用して狭隘な自然条件を克服して、より良き環境をつくり出し、世界の環境問題の解決にリーダーシップをとってもらいたい。

▽同年十二月一日、コリヤードC E D政策委員長を帝国ホテルに招き、「米国経済と国際通貨体制の将来」について懇談した。同友会側から、藤井丙午・中島正樹両副代表幹事、石川六郎・江森盛久・田坂輝敬・原純夫・水上達三・二宮善基の各幹事、山下専務理事が出席した。

コリヤード委員長は、まず国際通貨問題が混沌としている最中に、「当面は平価の多国間調整と、米国の輸入課徴金撤廃という形で、事態が解決するのが望ましい」と、「スミソニアン体制」の見通しを明らかにした。ついで、米国経済の現状と将来について、こう語った。

「米国の経済規模は巨大であり、多くの問題を吸収できる力があると信じている。六五年以降、米国経済は余りにも大きな圧力と緊張を余儀なくされて、局面が一変した。六〇年代前半の状態に米国経済を再び持つていけるかどうかが、われわれの課題である。

米国社会は日本とちがつて同質的な社会でないため、多くの問題を抱えている。しかし米国社会は、これ

までに大多数の人々の生活を大幅に向上了させた。今日の社会不安も、貧困が原因であるというよりも、豊かな人々の不満に根ざすものであって、米国社会にも成功していない分野があることを示している。経済的にも社会的にも問題は多いが、「一九八〇年の米国経済は、今日よりも良くなると感じている」

▽同年十二月十四日、「スミソニアン体制」が成立する四日前、フランス元首相のマンデス・フランス氏をホル・ニューオータニに迎え、懇談会を開いた。彼は世界の経済情勢について、示唆に富む見解を示した。要点は、こうである。

一、先進国と開発途上国との格差は拡大する一方であり、この解決が今後の世界の大きな課題である。この問題は経済的な観点ばかりでなく、世界の三分の二を占める開発途上国が現状のままに放置されれば世界的混乱の原因になるという、高度な国際政治的判断も含めて考えねばならない。

一、現在、日本と欧州の経済関係は十分に緊密であるとは言えない。しかし今後は、日本と欧州の関係、また日・欧と第三世界・東側諸国との関係は、必然的に深まるだろう。その場合強調したいのは、日・欧の関係をバイラテラルな形で強めるだけでなく、日本が東南アジアで開発した資源と、フランスがアフリカで開発した資源とを融通し合うというふうに、多角的な形で関係を強めるべきだと思う。

一、国際通貨制度は転機に直面しているが、現在確立されているいくつかの制度を廢止しようという主張が見られるわけではない。そして、「金」が今後もかなりの期間にわたって、国際決済の手段であることには変わりはないし、IMFの役割・機能も変わらないであろう。

一、しかし、現在の制度のままでは不十分である。たとえばSDRのような準備資産を創設する場合でも、

軍事的・政治的理由で恣意的に決められるものではなく、国際貿易・国際経済の動向を反映して自動的に信用が創造される仕組みが必要である。

彼はまた大いに創造力を發揮して、次のような「私見」を述べた。

「国際経済の発展に必要な幾種類かの原料ストックを、金と同様に中央銀行の準備に加える、ということも検討されるべきではないか。国際経済の動向に沿い、これらの原料の需要量を毎年予測するならば、準備に加えられた原料の過剰生産を避けられるであろう。したがって、原料の国際相場の安定も図られ、また開発途上国の準備が増して先進国からの輸入力も増えるから、世界貿易の拡大にもつながるのではないか」

▽昭和四十七年五月十八日、エバリー米大統領通商特別代表を帝国ホテルに招き、「日米経済関係の問題点」をめぐって懇談した。これには新任のインガソル駐日米国大使も同席した。同友会側からは、木川田一隆代表幹事、長谷川周重・湊篤篤・河合良一の各副代表幹事、水上達三幹事、山下静一専務理事ほかが出席した。

エバリー代表は、「日米関係は今日、非常に深刻な事態に直面しているが、両国間には共通の利益・目標があり、それを確認することによって、話し合いで問題解決を図りたい」としながらも、「両国間の緊張に対する責任は、その大半が日本側にある」と強調して、具体的に次の諸点を指摘した。

一、日本の外貨保有高が大きい。

一、日本の米国商品輸入は、工業製品・農産物（とくに小麦）ともに低下する傾向にある。

一、自由化が停滞しており、現状以上に進展させるスケジュールがない。

一、政府および民間で国産品優先主義が採られている。

四 「激動」のなかの国際対話活動

第十一章 民間経済外交の多角的展開

一、通貨調整の結果が輸出品価格に反映されていない。

一、日本の対米貿易パターンは、原料を輸入して完成品を輸出するという、対発展途上国的な形にある。

さらに、エバリー代表は次のように、切実に訴えた。

「一年間、日米貿易交渉が休戦になつていて。一九七二年があと半分しか残されていないのに、日米間の懸案が一つも解決されていない。ニクソン政権も議会も、なんらかの行動をとるよう種々の圧力にさらされており、二年も三年も効果が出るのを待っているわけにはいかない。また双方の誠意だけでも問題は解決するわけではない。タイムテーブルを伴つた具体的なプログラムの設定が必要だ。」

日本政府のやり方は、問題の解決を次々に延ばしていくから、今日の問題は今日のうちに解決するというビジネスライクのやり方を採用するよう、産業界から政府に働きかけてもらいたい」

そして、次のような回答が続いた。

水上幹事—「日本は輸出については、その秩序化に努力しようとしており、輸入についても、促進のためのミッションを米国に派遣するなどの行動をとっている」

エバリー代表—「オーダリー・マーケティングは彌縫策にすぎず、長い眼で見た場合、それは問題をこじらせることになろう」

木川田代表幹事—「日米経済問題を日米二国間だけの問題と考えてはいけない。自由世界が当面する難局に対処し、新しい秩序形成を果たすためには、ECをも含めた多国間の協力が重要である」

エバリー代表—「まったく同感である。多国間の協力と二国間の対話が、平行して進められる必要がある」

長谷川副代表幹事——「エバリー氏はオーダリー・マークティングを彌縫策だと言ったが、よほどの強権を発動させない限り、日米間の貿易を短期間にバランスさせるのは困難である。根本的な解決を図るには、国民全体の『輸出中心主義』意識の変革が必要である。現在わが国の政府諮問機関である経済審議会で、このような方針に基づく経済社会基本計画を作成中であるので、もうしばらく辛抱してほしい」

なお、エバリー代表は、後日開かれた同友会幹部との昼食会の席上、「自分もいますぐ日米間の貿易がバランスするとは思わないが、余りに日本の輸出が多すぎること、輸出が各国の経済成長率を超えて伸びるということは、どうかと思う」と語った。

▽同年十月六日、フィリピン経済使節団と日本工業俱楽部で懇談、日比両国間の経済協力関係およびASEAN（東南アジア諸国連合）の地域経済協力の展望について、意見を交換した。フィリピン側はバテルノ團長（政府投資委員会・委員長）以下使節団十三名の全員が出席した。同友会側からは藤井丙午・中島正樹の両副代表幹事、檜山廣國際経済委員長、山下専務理事を含む十五名が出席した。

使節団側は、次の諸点を明らかにした。

一、日比友好通商条約の批准が阻止されたのは、国内の根強い反対論があつたからである。しかし今日では反対論も一部に限られている。反対の根拠は最惠国待遇に関するもので、日本側の心配するような反日感情や、あるいは米国や米国資本への依存関係に基づくものではない。すでに大戦の傷跡は消えているし、米国との特殊な関係も一九七四年九月の条約期間満了とともに終る。

一、工業化の第一段階に達したASEAN諸国が、さらに工業化を進める場合の大きな障害は、各の国内

第十一章 民間経済外交の多角的展開

市場が小さいことであり、地域的な経済協力関係が不可欠である。それを具体化させるためには、前もつて枠組みを設定するのではなく、協力が可能な分野をまず探し出し、そうした分野の成果を積み重ねて、漸進的に発展させる、ということになろう。その場合、基本的な点については政府間の合意により、個々のプロジェクトは民間のイニシアティブで進めたい。

一、この地域の経済協力を実現させる場合、日本の工業との結合を深める方向と、賃金格差・立地条件の差を生かして国際分業を進める方向と、二つが考えられるが、いずれにしても排他的な連合になるわけではなく、この地域への日本の輸出も増大するであろう。

一、日本の二国間ベースの経済協力は、この地域の経済関係を強化するために必要である。したがって、日本の協力は、二国間ベースのものと、ASEANのプロジェクトに対する多国間ベースのものと、双方を期待したい。

同友会側からは、使節団の見解ないし要望に対し、次の諸点を述べた。

- 一、対中国関係が正常化した今日、日本としては東南アジアとの関係を非常に重要視している。
- 一、中小企業育成に対する援助が効果的であることが、韓国・台湾で実証されている。教育水準の高いフィリピンでも成果が期待できると思われる。
- 一、人的交流については、日本のIMCC（国際経営協力委員会）を窓口として、協力していくたい。